

# 外国語研究センターの改組と 今後の研究・活動について

所 長 犬 飼 政 一

「外国語研究センター」は、昭和40年に本学の外国語学部の「語学研究室」として設置され、昭和49年に「外国語研究センター」と改称されて、二十年間外国語学部の教員の外国語研究と外国語教育の研究の場となって来た。そして、昭和60年4月1日をもって、本学の学則第4条にもとづく研究施設として位置づけられることになった。ただ名称は従来のままにすることにした。

それにともなって、「センター」は外国語学部への組織上の所属から離れ、本学全体、すなわち外国語学部の他に、法学部、経済学部、工学部、短期大学の教員からも、外国語の研究と教育に関心をもつ方々を所員としてお迎えすることができるようになった。ただし、センターの性質上、外国語学部の語学担当教員は自動的に所員とされ、その他の科目の担当教員と他学部、短期大学の教員からは、所属を希望される方々のみを所員としてお迎えし、今後の研究と活動の充実を計ることになった。現在の所員数とその内訳は次の通りである。

外国語学部の外国語担当教員	39名
その他の教員	7名
法学部	5名
経済学部	6名
工学部	5名
短期大学部	1名
合 計	63名

改組後の初年度のため、本年は、研究・活動計画の立て直し、職員の交代、その他さまざまな問題の処理や調整に追われて、十分な活動ができなかったが、5月29日に第一回の所員会議が開かれ、当面の運営方針と今

後の共同研究などについて審議され、その基本方針を運営委員会で具体化するようにつとめて来た。

センターの今期の研究計画としては、所員各自の研究およびその発表の促進と同時に、さまざまな分野を専攻する教員の間での共同研究を企画し、本学における外国語教育の諸問題についても取り組むことになった。その主な共同研究は次のようなものであり、それぞれ基礎資料の収集、研究討論などが行なわれ、今後の研究の段取りなどが計画されている。

- 1) 一般外国語の履修状況とその改善の可能性、とくに一般英語の諸問題
- 2) 初習一般外国語の諸問題
- 3) 専門外国語の教育現状と対策
- 4) 言語と記号

なお、1) と 2) についてはそれぞれ数回研究討論会が開かれ、2) についてはすでに 11 月 27 日、青山学院大学教授・中條忍氏を招いて、今日の大学における一般外国語教育の諸問題について、とくにフランス語について討議した。また、1) については 61 年 1 月 22 日に、立正大学教授・速川和男氏を招いて、研究討論を重ねた。

本学の外国語研究センターは語学視聴覚教室の運営を担当して来た。今回の改組に際しても、センターは LL 教室をその附属設備とともに研究と教育のための運用を続けることになった。近年その設備の部分的更新につとめて来たが、近い将来その抜本的改善により、研究・教育環境の改善を大学当局に進言すると同時に、今後の教室とその設備のあり方、規模などに関する資料を収集し、9 月 20 日には担当委員と職員が、慶應義塾大学、東京外国語大学の視聴覚教育施設を見学させていただき、LL 教室の運営と将来の設備の企画のために参考にさせていただいた。

なお、10 月より学生および教員が、より有効に LL 教室の設備と教材、資料を利用することができるように、毎日昼休み時間中と、II 部学生のために毎週水曜日午後 7 時 45 分まで開室することにした。さらに学生や教員がビデオ教材を用いて自習・研究ができるように、モニター設備を 3 台設置することができた。ちなみに外国語研究センターには、教員の個人研究、小グループの教育用に、可動式ビデオ・テレビ・セットが 4 台用意されている。そのうちの 1 台は PAL, SECAM の再生が可能な機種である。

以上、外国語研究センターは過去 20 年間の主任、運営委員をつとめられた教員の尽力のもとで段々と充実して来たが、今回の改組をきっかけに、研究と活動の一層の充実のため所員各位の協力をお願いしたい。

神奈川大学外国語研究センター規程

(設置)

第1条 神奈川大学学則第4条に基づき、神奈川大学外国語研究センター（以下「外国語研究センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 外国語研究センターは、外国語の研究及び外国語教育（視聴覚による語学教育を含む。）に関する理論並びに実際の研究を行うことを目的とする。

(語学視聴覚教室)

第3条 外国語研究センターは「語学視聴覚教室」を用い、語学視聴覚教育の促進をはかる。

(事業)

第4条 外国語研究センターは第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 外国語に関する理論的研究及び調査
- (2) 研究及び調査による研究紀要等各種刊行物の発行
- (3) 研究会、講演会及びセミナー等の開催
- (4) 研究及び調査の受託
- (5) 図書及び資料等の収集整理
- (6) 語学視聴覚教室の運用
- (7) その他外国語研究センターの目的を達成するに必要な事項

(所員)

第5条 外国語研究センターの所員は次のとおりとする。

- (1) 本学及び短期大学部の外国語担当の専任教員。
- (2) その他本学及び短期大学部の専任教員で所員を希望する者
- 2 上記の所員の中から必要により専属の所員若干名を置くことができる。

(所長)

第6条 外国語研究センターに所長を置く。

- 2 所長は、所員の中から所員会議において選出し、学長が委嘱する。
- 3 所長は所務を統轄し外国語研究センターを代表する。
- 4 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 所長が欠けたとき、その後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第7条 外国語研究センターに事務職員若干名を置く。  
(事務職員)

第8条 事務職員は、所長の命をうけ、外国語研究センター（語学視聴覚教室を含む。）の業務を処理する。  
(所員会議)

第9条 所長は定期的に、かつ必要に応じ所員会議を招集する。

2 所員会議は事業運営の基本方針を審議する。  
(運営委員会)

第10条 外国語研究センターの運営上の具体的方針を審議するため運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- 2 委員会は所長及び委員をもって構成する。
- 3 委員会は所長が招集し議長となる。

(運営委員会委員)

第11条 運営委員会委員（以下「委員」という。）は次により選出する。

- (1) 外国語学部の英語、スペイン語及び一般外国語担当教員のうちから、それぞれ2名
- (2) 第5条(2)のうちから1名

- 2 前項の委員は所員会議の議を経て、学長が委嘱する。
- 3 委員は、所長を助けて外国語研究センターの業務を分担し運営にあたる。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(経費)

第12条 外国語研究センターの経費は大学の経常費をもってあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、所員会議の議を経て行う。  
付 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年4月1日施行の神奈川大学外国語研究センター設置規程（規程第50号）及び外国語研究センター業務規程（規程第51号）は廃止する。